

令和元年 12 月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 21 件であります。

審査の結果は、議案第 111 号、議案第 127 号、議案第 128 号の 3 件は、賛成多数で可決すべきものと決定し、その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、財務部企画財政課所管の議案第 111 号「指定管理者の指定について」（平戸文化センター）に関し、指定管理の選定業者の提案の中で、「文化センターの休館日を未来創造館と一致させることで、利用者のサービス向上を図る。」とあるが、当該業者が指定管理者に決定した場合に、条例を改正することは可能であるかとの質問に対し、この提案は、あくまでも条例改正が可能であればとの業者からの提案であったが、指定管理者が決定した後に、業者と協議を行い、人員体制等も含め対応できるということであれば、3 月定例会に条例改正案を提出させていただきたいと考えているとの答弁がありました。

また、選定業者から、これまでにない自主事業等も提案されているが、各種事業の進捗状況の確認や評価をどのようにしていこうと考えているのかとの質問に対し、毎年、提出している実績報告の中で進捗状況等の確認はできるものと考えている。また今後においては、指定管理の施設毎に確認を行うようなモニタリング的な仕組みも必要ではないかとの議論もしているところであり、当初の計画から大きく違ってくるようであれば指導を行い、また計画どおり事業が進めば継続していただくなど、指定管理者とも協議をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、文化センターは大規模改修工事のため、令和 2 年 1 月 10 日から 3 月 31 日まで休館の予定となっており、4 月 1 日の開館と同時に新たな指定管理者のもとでの管理運営が開始することとなるが、業務引継ぎ等に問題はないのかとの質問に対し、

現在の指定管理者（平戸市振興公社）との協定書の中で、本業務の終了に際しては、十分な業務の引継ぎを行わなければならないと規定されている。併せて、後任者による管理施設の確認等が必要な場合は、事前に施設の視察を申し出ることができることになっていることから、問題はないものと考えているが、しっかりとした引継ぎが出来るよう指導をしていきたいとの答弁がありました。

次に、福祉部福祉課所管の議案第 112 号「指定管理者の指定について」（平戸市療育支援センター「あったかさん 21」）に関し、指定管理料が増額となっているが、これは、利用者のニーズが多い夕方の時間帯のサービス利用に対応するための人員体制の見直しが主な要因かとの質問に対し、待機者などこれまで利用者のニーズに対応できていなかった部分を充実させるため、人員体制を現在の 3 名から 4 名に増員することによる増額が主な理由であるとの答弁がありました。

また、療育支援センターにおける専門職等の資格所有者の配置基準に対する現在の配置状況はどのようになっているのかとの質問に対し、療育支援センターの配置基準は、児童指導員、保育士または障害福祉サービスに 2 年以上の経験者となっており、また作業療法士、言語聴覚士の配置が望ましいと言われている。現在は、児童指導員 1 名、保育士 1 名、事務員兼支援員 1 名 計 3 名の配置となっている。

また作業療法士については市民病院から、言語聴覚士については市内の民間病院から、それぞれ月に 1 回ずつ、来ていただいている状況であるとの答弁がありました。これに関連し、今後 4 年間の中で、作業療法士や言語聴覚士等の専門職の配置や専門職による療育の回数を増やすなど、より内容の充実した療育支援を提供できる体制の整備を図っていただきたいとの指摘に対し、専門職の配置を含め、指定管理者とも一緒になって、利用者が本当に必要とする療育支援が提供できるよう、努力をしていきたいとの答弁がありました。

次に、福祉部長寿介護課所管の議案第 116 号「指定管理者の指定について」（シルバーワークプラザ）に関し、当該施設について、指定管理料の債務負担行為が発生し

ないのはどういった理由かとの質問に対し、シルバーワークプラザは、条例上は高齢者の就労支援を促進する施設として定められているが、実態はシルバー人材センターの事務所あるいは拠点施設として利用されていることから、管理経費はシルバー人材センターが負担することとしているとの答弁がありました。

また、この施設がシルバー人材センターの拠点施設として利用されている実態から現状のように公の施設としてではなく、今後は、法人に無償提供するなど、協議をするべきではないかとの質問に対し、指定管理選定委員会からも利用実態から指定管理になじまないのではないかとの指摘もあっており、条例等の制約はあるが、今後は施設の無償譲渡や賃貸借契約などについても、検討・協議をしていきたいとの答弁がありました。

なお、本委員会は、「公益財団法人平戸市振興公社の経営状況と出資者としての市の考え方について」所管事務調査を行いたく、本件を閉会中の委員会に付託していただきますよう申し出いたします。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 14 件であります。

審査の結果は、議案第 104 号は賛成多数で可決すべきものと決定し、その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、**議案第 104 号「平戸市平戸城懐柔櫓宿泊施設条例の制定について」**に関し、1泊につき宿泊料金が 60 万円とあるが、当初は 15 万円との説明であったが積算の根拠はとの質問に対し、プロポーザルの際に 15 万円との説明があったが、優先交渉権者とお城を活用した外国人の誘客など今後の運営を協議していくなかで、1棟貸しでの最高限度額を 60 万円として算定しており、食事や体験についてはオプションで行うように考えていると聞いているとの答弁がありました。これに関連し、高額の宿泊料であることから、宿泊料に見合う食事の提供はどのようにするのかとの質問に対し、優先交渉権者も、宿泊料に見合った食事を提供しないといけないと考えており、現在、検討中とのことであるが、外の施設で下ごしらえしたものを、宿泊施設の中で温めなおしたり、再調理して提供する考えもあると聞いている。また、将来は、町なかにも回遊する仕組みをつくりたいと聞いているとの答弁がありました。さらに、宿泊者に満足できるサービスを提供するうえで平戸の売りは何を考えているのかとの質問に対し、優先交渉権者としては、伝統芸能等を取り入れ他の地域との差別化を図っていききたいと聞いているとの答弁がありました。

次に、**議案第 107 号「平戸市公民館条例の一部改正について」**に関し、生月町中央公民館の調理室は面積が広く使用料が高くなるため調理室の一部だけ使用した場合には、使用料を分割して算定できないのかとの質問に対し、生月町中央公民館の使用料は平戸市における受益者負担の適正化に関する指針案を基に算定をしており、水道、電気、食器類などの備品等の使用も含めて調理室の使用料としている。このため、和

室を含めた一部の使用であっても同じ使用料となり、現在のところ分割した使用料は考えていない。ただし、社会教育団体等が使用した場合は減免を行っている。今後においては、令和2年度に指針が策定されることから、他の公民館と平準化が図られるよう令和3年4月に向け庁内で十分検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第110号「令和元年度平戸市一般会計補正予算（第6号）」中、農林水産部農林課所管の「機構集積協力金事業」に関し、今後、事業推進をどのように考えているのかとの質問に対し、関係機関と一体となって推進したいと考えており、特に、多面的機構集積協力金対象地区、中山間地域直接支払制度を活用した地域にも推進していきたいとの答弁がありました。これに関連し、人・農地プランの実質化との連携はどのように考えているのかとの質問に対し、令和元年度の制度改正により、人・農地プランを作成することが義務付けられており、人・農地プランと連携して実施していきたいと考えているとの答弁がありました。また、同課の「農村地域防災減災事業」に関し、市内には全部でため池は何カ所あるのか、また、整備が終わっているところは何カ所あるのかとの質問に対し、全体で436カ所があり平成30年度までに点検が済んでいるのは278カ所ある。今回、被災を受け災害復旧事業で対応する箇所を補正予算に計上しているが、その他は、漏水などの調査を行い改修が必要なものについては順次行っていきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産部水産課所管の「漁港整備事業県工事負担金」に関し、館浦漁港の港内泊地及び岸壁の水深を確保することとなった理由は何かとの質問に対し、当該漁港を利用する最大の漁船の喫水によって決まるが、これまでの漁船に対して干潮面からマイナス5mで対応できていたものが、近年、まき網漁船の大型化に対応するためにマイナス6mが必要になったことによるものとの答弁がありました。また、同課の「港湾単独整備事業」に関し、大島港の埋立における工事による振動が原因で家屋等に変状が生じたため、これに対する補償であるとの説明であるが、事前に調査は行っていなかったのかとの質問に対し、埋立工事を行う前の平成26年度に事前調査を行っ

ており、道路の補修工事後に事後調査を行い、比較した結果で補償を行うものであるとの答弁がありました。なお、委員より工事を施工する際には補償費が発生しないように、今後は努力してもらいたいとの意見がありました。

次に、第3表債務負担行為補正のうち教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「学校給食管理運営事業」に関連し、学校給食で地元産品をどの程度使用しているのかとの質問に対し、令和元年11月の調査では平戸市産と長崎県産で75.53%を使用しており、うち純平戸市産は22.31%となっている。また、年2回の調査があるが平戸市は冬場の野菜が豊富に出回ることから、冬場の2月は使用割合が高くなっている。特に、じゃがいも、玉ねぎが多く、しいたけは全施設で平戸市産を使用している。また、水産物については練り製品も使用しており、平戸新鮮市場等との連携により地産地消に繋がっているとの答弁がありました。

次に、議案第120号「指定管理者の指定について」（平戸市総合運動公園「ライフカントリー」）、および議案第121号「指定管理者の指定について」（平戸市市民プール「シーライフひらど」）に関し、利用率を上げるために指定管理者はどのように取り組んでいるのかとの質問に対し、大会の誘致などを行っているが指定管理者、行政も含め費用対効果の検討も必要であり、また、グラウンドの改修や意識の改革も必要と考えており、取り組みを進めるようにしたいとの答弁がありました。これに関連し、そうすることにより市外からの利用者を増やすことで観光客も増加し、経済効果も期待されることから観光協会などとも協力して取り組むべきではないかとの意見に対し、長崎県にスポーツ合宿を誘致する部署ができたことで、今回、ソフトボールの実業団の合宿の話もあり宿泊増に繋がるという実感もあることから、長崎県や観光協会、商工会と連携しながら利用者の増加となるよう、今後、しっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

なお、委員会審査において、補正予算等の資料に災害箇所の現況の写真が白黒のため鮮明でなく審議に支障をきたしたところである。所属課によって、資料が白黒、カ

ラ一印刷で提出されるなど統一されていないことから費用面のこともあるが、今後は、統一した分かりやすい資料の作成となるよう指摘したところであります。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。